

事 務 連 絡

平成29年9月25日

各事業者様

三重県環境生活部地球温暖化対策課

環境アセスメントの適切な実施について（通知）

環境アセスメントは、開発事業の内容を決定するにあたり、当該事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民や関係行政機関から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

三重県環境影響評価条例（以下、「条例」といいます。）に基づく環境アセスメントは、環境影響評価方法書（以下、「方法書」といいます。）、環境影響評価準備書（以下、「準備書」といいます。）、環境影響評価書、事後調査の順に手続きが進められます。

事業者から知事に提出のあった方法書、準備書については、住民、関係市町長の意見を聴くとともに、学識経験者で構成される三重県環境影響評価委員会（以下、「委員会」といいます。）に諮問し、委員会での審議を経た答申を踏まえて、事業者に対し当該事業についての知事意見を述べることをとしています。

このうち、方法書の手続きでは、住民等の意見や委員会での審議において、希少な動植物に関する生息情報等の提供や、より適切な調査手法の提案がなされることもあり、条例の趣旨に鑑みれば、本来、方法書の手続きの終了後に、準備書の作成に向けた調査を開始するべきであると考えます。

一方、近年、方法書の手続きが終了するまでに調査に着手する、いわゆる「前倒し調査」による事例が多く見られますが、この場合、住民等の意見や委員会での審議内容が準備書以降の手続きに十分に反映されず、環境影響評価が不十分な内容となってしまうおそれがあります。

このような時には、条例の趣旨に鑑みて、準備書についての知事意見等で、調査の追加や再実施等を求める場合があることをあらかじめ御承知おきください。

今後とも、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう、御理解と御協力をお願い致します。

事務担当

地球温暖化対策課環境評価・活動班

TEL 059-224-2366 FAX 059-229-1016